

環境省説明 記録

日時	平成27年7月6日(月) 11時～11時50分
場所	議会棟 運営委員会室
出席者	<p>環境省 室石放射性物質汚染廃棄物対策本部長、 鮎川廃棄物・リサイクル対策部・指定廃棄物対策担当参事官室計画官、 山崎指定廃棄物対策担当参事官室課長補佐、 小磯指定廃棄物対策担当参事官室係長、 坂口関東地方環境事務所保全統括官</p> <p>市原市 池田副市長、石井理事、中川企画部長、清宮経済部長、平田環境部長、 増田環境部次長、笠松クリーン推進課長、齋藤クリーン推進課課長補佐</p> <p>市原市議会 木口事務局長、剣持庶務課長、佐久間議事課長</p>

環境省から、別添配布資料【指定廃棄物の安全な処理について～4つのポイント～】、【千葉県における指定廃棄物の長期管理施設の候補地選定手法に基づく詳細調査候補地の選定結果について(概要版)】などにより説明があり、それに対して、本市との質疑応答が行われました。

資料の確認	<p>(市原市) 資料の「4つのポイント」14pに放射線の遮蔽効果のことがありますが、このなかの20,700ベクレルと6,300m³という数字は、千葉県内の廃棄物5,200tを埋め立てた場合に6,300m³の容量が必要である、20,700ベクレルについては千葉県内の平均値ということによろしいですか。</p> <p>(環境省) そのとおりです。</p>
県内保管の考え方	<p>(市原市) 指定廃棄物は県内保管であるのに対し、福島県における除染廃棄物は中間貯蔵施設で管理後に必ず県外にという情報が新聞報道等で流れていますが、福島県に限った対応とそれ以外で扱いが異なるのは、整合性がとれていますか。</p> <p>(環境省) 指定廃棄物は県内処理が原則であり、福島県でも同様です。指定廃棄物は社会的に見て、従来から存在していた廃棄物に放射性物質が付着したものです。一方、福島県における中間貯蔵で対象にしている除染廃棄物は、除染行為によって発生したもので、従来は存在しなかった廃棄物であり、概念として違うものとして取扱っています。</p>

<p>帰還困難区域の解除</p>	<p>(市原市) 福島県内、特に東京電力原子力発電所敷地付近あるいはその周辺の帰還困難区域について解除の見込みをお聞きしたい。</p> <p>(環境省) 復興庁、生活支援チームを中心に行っているのですが、我々から見込みは申し上げられません。</p>
<p>候補地の選定手法</p>	<p>(市原市) 今回の場所は工業専用地域で、居住者はいないが、労働者がいる区域です。1世帯でも人が住んでいるエリアを考慮することは良いと思いますが、これに対し、例えば100人以上の人が働いている場所や集客施設などは、今回の項目のなかで想定されていなかったと思います。そういうなかで整合性が取れるように、改めて市町村長会議を開催したり、各自治体の考え方を聞くような機会を設けることを想定していますか。</p> <p>(環境省) 選定手法は市町村長会議での議論を経て確定させていただいたものです。この確定した選定手法においては、あらかじめ安全性の観点などから除外する地域として住居に限らず建物から50m以内のエリアを除外しています。その上で、安心の観点から居住区域からの距離で点数を付けています。そういう意味ではオフィスや工場の建物も50mというエリアでは除外していません。市町村長会議をまた開くということは考えていません。</p> <p>(市原市) 建物からの観点はわかりますが、働く人の心情から見てどうかという視点での質問だったということをつけ加えさせていただきます。</p>
<p>適正評価</p>	<p>(市原市) 候補地選定にあたっては、総合的な点数を付ける前に項目によって絞込みを行うということで、私どもは絞込みにあたり4項目が○になる地域が該当すると考えていました。しかし、環境省から公表になったものは、3項目以上が○の地域になっています。3項目以上としたのは、どのように決定したのでしょうか。</p> <p>(環境省) ○の数で絞り込むというのは市町村長会議で提示していましたが、○の数をいくつにするかについては市町村長会議では提示していません。しかし最終的に点数を付けていくことはご了解いただいています。そこにつなぐための作業として、2つでは膨大すぎて、4つでは数が少なすぎるかもしれないというなかで、その間の3つを選んだという経過があります。ただ選ばれたところは最終的に最高点数のところを選ばれるので、最高点数がついたところは、4つ○が付いています。</p>

<p>法的手続き</p>	<p>(市原市) 手続きのなかで市民や自治体からの意見を、説明会以外に、何らかの手続きとして聞くものはありますか。例えば環境影響評価とか、都市計画決定が必要であればその時に縦覧をかけたかといったような、法令の手続きの中でこれを求めないと先に進まないようなもののスケジュールがあるのでしょうか。</p> <p>(環境省) 制度的には特にありません。</p>
<p>周辺地域への影響</p>	<p>(市原市) 県に確認することかも知れませんが、千葉県では、指定廃棄物の特定の部分を一箇所(手賀沼)に集約した経過があります。そのときに周辺地域に何かしらの影響が、例えば住民に影響が出たとか、放射線レベルが高くなっているとか、そういう状況がありましたか。</p> <p>(環境省) そういう状況があったとは聞いてはいませんが、詳しくは県に確認いただきたい。</p>
<p>今後の進め方</p>	<p>(市原市) 今日は説明を受けたということで、今後また検討し、必要な連絡をさせていただきます。</p> <p>今回の長期管理施設の候補地は、市民の生活の場、また働く場の隣接地であることから、私どもは正しい情報を市民に伝えなければなりません。そのために、今回説明を求めたものであり、今後とも、千葉市と同様に、丁寧な説明をお願いします。</p> <p>今回提示いただいた資料については、市民への情報開示というような考えのもと、ホームページ等で、資料をアップしたいので、ご了承願います。</p> <p>(環境省) 前者の方は先ほど政務官から話しがあったように県ともよく相談しながら進めさせていただきます。</p> <p>情報開示については了解しました。</p>